

令和4年3月29日

関係団体 各位

愛媛労働局職業安定部長

雇用調整助成金等の活用の周知について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

愛媛労働局における労働行政の運営につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、感染者数が高止まりしており、予断を許さない状況が続いております。

こうした状況の中、雇用調整助成金について、令和4年3月31日までとされていた特例措置については、不正申請の抑止力を高める観点及びより実態に即した支給とする観点から、運用の見直しを行うこととした上で、令和4年6月30日まで延長されております。

一方で、人手不足の問題を抱える企業が多い状況を踏まえ、産業雇用安定助成金の活用により、人手が過剰な企業から人手不足の企業への在籍型出向の一層の支援を図るなど、雇用調整助成金以外の支援策も併せて実施しております。

つきましては、関係各位におかれましては、雇用調整助成金及び産業雇用安定助成金についてご承知おきいただくとともに、別添リーフレット等を活用することにより、傘下の事業主に対し、周知及びその活用の働きかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

また、やむを得ない事情で雇用調整助成金及び産業雇用安定助成金の活用が難しい事業主に対しては、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の活用についても、周知を行っていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

（別添リーフレット等）

-4.4.-1

愛媛県社会労働委員会

・令和4年6月までの雇用調整助成金の特例措置等について

判定基礎期間の初日が令和4年4月1日以降の休業等について業況特例の申請を行う全ての事業主は、申請の都度、業況の確認を行いますので、売上等の生産指標の提出が必要となります。

- ・「対象期間」の延長のお知らせ
- ・雇用調整助成金等の申請内容をより適正に確認します
- ・雇用調整助成金不正受給の対応を厳格化します
- ・在籍型出向「基本がわかる」ハンドブック
- ・在籍型出向で従業員の雇用を守りませんか？人材を確保しませんか？
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象期間等の延長及び緊急事態宣言の発令等に伴う地域特例のお知らせ